

## 日本看護診断学会学術大会会長の選出基準に関する申し合わせ

(2024年6月24日改正版)

本学会理事会において、学術大会会長選出に際し、原則として候補者の選出基準を次のように申し合わせる。

- 1 看護学の学術に貢献大な人材であること
- 2 本学会員としての評議員や理事として活動実績があること
- 3 事務局の編成および活動の展開にあたって、所属組織等の支援が得られること

関連規定：日本看護診断学会会則

### 第17条（学術大会会長）

1. 学術大会会長は定期学術大会を主宰する。
2. 学術大会会長は理事長が委嘱し、理事会および評議員会の承認を経て、総会で決定する。
3. 学術大会を終了し、担当業務の終結を監事の監査により確認を受けたのち、次期大会長に引き継ぐことで任期を終了する。
4. 重任は認めない。

付則

この申し合わせは2008年12月21日から施行する

この改正申し合わせは2024年6月24日から施行する

# 日本看護診断学会学術大会開催に関する申し合わせ

(2024年6月24日改正版)

本看護診断学会（以下本学会）は日本看護診断学会会則第17条により定期学術大会を開催する。学術大会の大会長は会則第17条により、理事長が委嘱し、理事会および評議員会の承認を経て、定期総会で決定される。学術大会会長は任期中に学術集会を開催する。

本申し合わせは、以上の学術大会に関する規定をふまえて、理事会と学術大会事務局、学術大会会長、企画委員会の関連・役割・会計等の実際上の取り決めを定めるものである。

## 1. 学術大会会長の選出・任期について

理事会は毎年総会前の理事会において次々年度の学術大会会長を推薦し、定期総会で同大会長を選出の後、承認を受ける。次年度学術大会会長は定期総会でメインテーマを紹介し、挨拶および会員への参加呼びかけを行なう。なお、同大会長は、理事会および評議員会の承認を経て、総会で決定し、大会終了後、担当業務の終結を監事の監査により確認を受けたのち、次期大会長に引き継ぐことで任期を終了する。

## 2. 学術大会 企画委員会の組織について

学術大会会長はその責任において企画委員会を組織する。企画委員の委嘱は学術大会会長名で行なう。企画委員会には理事会から理事1～2名を委員として加え、学術大会事務局と理事会との調整を託する。

## 3. 学術大会の企画運営について

学術大会会長の責任と裁量において行なう。一般演題の査読・採択・群分類・座長等の決定も同様である。

## 4. 学術大会会計

本学会の事業のひとつとして、本学会の収支計算書の「学術大会特別会計収支報告書」にその収支を表示する。

予算：学術大会企画委員会において、当学術大会参加費金額を定め、予算を立て、理事会に報告する。予算案は必要に応じて修正を重ね、理事会の承認を得る。

当初の運転資金：本部会計より学術大会準備費の貸付（100万円）を受ける。学術大会準備費は、学術大会終了後原則として全額返済する。返済できない場合には、返済できる金額を計上する。

決算：学術大会終了後3ヶ月以内に当該学術大会収支報告書をもって理事会に報告する。

## 5. 定期総会の開催について

学術大会期間中に定期総会を開催する場合は、学術大会会長は他の企画と重ならないように開催時間：60～90分と場所をプログラムに組み入れる。定期総会の運営およびその準備は理事会、学会事務所の責任において行なう。定期総会会場の設営については、別に庶務担当理事より学術大会企画委員会に依頼する。定期総会に関わる会場設営費等は学会の一般会計より実費相当分を支払う。

## 6. 学術大会講演集の発行・販売等

学術大会講演集は参加者のみに配布する。学術大会のホームページに掲載する場合は、参加者のみが閲覧できるようにする。なお、講演集の販売は学術大会会長の責任と裁量において行なう。

## 7. 学術大会プログラムの発行

学術大会プログラムの発行や配布方法は学術大会会長の責任と裁量において行なう。

## 8. 学術大会の情報を会員への周知について

会員管理システムのメール配信機能を利用して行う場合は、学会事務局へメールに掲載する文書を添えて、学会事務局に依頼する。

## 9. 理事会への報告

学術大会会長は、組織運営・予算・プログラム等について、適宜理事会に報告する。理事会は学術大会の企画および運営内容、会費等の面で、年度毎による差異や変更の大きさおよび会員への影響の度合いなどの観点から吟味し、必要な範囲で助言を行なう。学術大会開催報告は、学術大会収支報告書を含め、理事会において、学術大会会長が行なう。

## 10. 「一般演題登録」期日の設定について

「一般演題登録」に伴い「入会」を希望する人が多く、混乱が予想されることから、これらの日程をおおよそ以下のように定め、学術大会企画委員会の発足後、速やかに確定する。

一般演題登録期限は学術大会側の計画による。

- ・演題登録時、筆頭演者は会員であること。非会員の場合には必ず入会申込書を学会事務局に郵送すること（「入会申込書が提出されなければ演題登録を認めない」ことを案内パンフレットおよびホームページに明示すること。）

この場合の入会審査は、理事長、副理事長および庶務担当理事の承認をもって理事会の承認に代えることができる。承認者へは入会承認通知と学会費振込用紙を送付する。

なお、共同演者は非会員でも可とする。

演題の査読結果の完了は学術大会側の計画による。諾否は学術大会事務局が筆頭者ならびに学会事務局に通知する。

入会（入金）期限は約1ヶ月前

主演題発表者の会員確認：約1ヶ月前

## 11. 優秀発表賞の選考について

・看護診断・看護過程に関する研究の普及と研究の質向上を目的とし、学術大会長は一般演題の研究発表から優秀な研究発表1~2演題を選考し、優秀発表演題として表彰する。

・受賞者には学術大会長名で表彰状を大会終了後1か月以内に贈る。

表彰状のサンプル(word：フォーマットの例を参考ください)

・選出方法：選考方法は原則として学術大会長に一任するが、選考基準（\*）や座長の推薦、参加者の投票結果（投票機能を用いた場合）などを参考にする。

\*選考基準：

①研究の質(新規性・論理性・今後の看護実践への貢献の可能性)

②発表の技術(口演用スライドやポスターの説明や資料のわかりやすさ・適切さ)

①・②を「良い」「普通」「改善の余地あり」の3点から総合的に評価する

・優秀発表賞の受賞者には、学会誌「看護診断」への投稿を促す。

なお、学会誌への投稿の場合は著者会員であることが必要であることを伝える。

## 12. 交流集会等

・交流集会等の筆頭申込者は、演題登録時に会員であること。

筆頭申込者以外は非会員でも可とする。

## 13. その他

上記1~12に申し合わせた内容の他に検討・調整が必要な問題が生じた場合は、学術大会会長の参加を得て理事会において協議することとする。

付則

この申し合わせは2008年12月21日から施行する

この改正申し合わせは2024年6月24日から施行する